

平成27年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時  
平成27年6月5日（金） 13時30分から16時10分まで
- 2 場 所  
県庁南庁舎別館2階第9会議室
- 3 出席者  
委 員：石川委員、前田委員、吉門委員、齋藤委員、工藤委員、近藤委員、  
坂本委員、村上委員、松蘭委員  
事務局：環境生活部 遠山部長、大竹次長  
環境政策課 富塚課長、江利角副課長、田中班長、伊藤主査、  
小島主査、東副主査、宮澤副主査  
事業者：東総地区広域市町村圏事務組合（都市計画決定権者：銚子市）  
傍聴人：12名
- 4 議題
  - (1) 委員長及び副委員長の選出について
  - (2) 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）
  - (3) （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について
- 5 結果概要
  - (1) 委員の互選により、委員長に吉門委員、副委員長に齋藤委員がそれぞれ選出された。
  - (2) 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に関し、事務局から、資料2及び資料3（答申案）を基に、これまでの審議経緯等を整理し、答申案と指導事項に仕分けをした意見について説明が行われ、その内容について審議された。  
審議の結果、答申案の表現を一部修正したものが答申として結審された。
  - (3) （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、事務局から手続きの状況（資料4）について説明が行われ、次に、事業者からこれまでの委員から質問等に対する見解について説明があり、審議が行われた。  
事業者退出後、さらに、事務局から方法書に対するこれまでの質疑等の論点整理（資料7）について説明が行われ、論点整理に関しての意見交換がおこなわれた。

(2)、(3)の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1： 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2： 答申案審議に向けた論点整理（安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書）【委員限り】
- 資料3： 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設に係る環境影響評価方法書について（答申案）
- 資料4： （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料5： 方法書に対する市町長意見の提出状況（（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書）
- 資料6： （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書 前回委員会及びその後に寄せられた 質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解
- 資料7： 答申案審議に向けた論点整理（（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書）【委員限り】

## 【別紙】

### 1 開会挨拶要旨（遠山環境生活部長）

委員の皆様には、お忙しい中、千葉県環境影響評価委員会に御出席いただき、ありがとうございます。本日は、新しい任期に入って最初の委員会となります。引き続き委員の皆様には、活発な議論をお願いしたい。

本日、御審議いただく案件は2件です。1件目は、「安房郡市広域市町村圏事務組合 広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について」、2件目は、「(仮称)東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について」です。

「安房郡市広域市町村圏事務組合」につきましては、これまでの委員会の意見等を踏まえて事務局で作成した答申案について、審議をお願いします。

また、「東総地区広域ごみ処理施設」につきましては、前回に引き続き、事業者からの説明の他、次回の答申案審議に向け、事務局において、意見を取りまとめた資料を作成したので、その内容を説明します。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りたい。

### 2 議事

#### (1) 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）

事務局から当該方法書に係る手続状況（資料1）、これまでの審議等に関する論点整理（資料2）及び論点整理を基にした答申案（資料3）について説明が行われた後、答申事項についての審議が行われた。

## 【審議】

（委員）

答申案P2（3）悪臭について、「～悪臭の最も感じられる天候を選んで～」とあるが、「天候を選ぶ」という表現は適当なのか。

（委員）

強いて言うならば、「気象条件」が適当かと思う。

（事務局）

答申案の当該個所の表現について、「天候」を「気象条件」に文言を変更することとしたい。

(委員)

答申案P 2 (4) 動物に関する表記であるが、「～夜間を含む冬季の調査をすること」とあるが、意見としては冬だけの夜間調査を求めているのか。または、その他のすべての季節についても夜間調査を求めているのか。

(事務局)

冬季について、夜間調査を含めた調査をするよう求めているものであり、表現として「夜間を含む冬季の調査」で適当と考える。

(委員)

了解した。

(委員)

答申案P 2 (3) (4) は、「～具体的に検討し、記載すること」であるが、(5) では「具体的に記載すること」と記載されている。それぞれで意味の違いはあるのか。

(事務局)

大きな違いはなく、(5) を「～具体的に検討し、記載すること」に修正し、表現を合わせる。

(委員)

答申案P 2 (1) 大気質について、「工事による樹木伐採や地形の変化～」とあるが、「変化」とすると勝手に変わるイメージを与える。盛土切土による地形の改変が行われることが分かるようにしてはどうか、また、樹木伐採よりも地形改変の方が影響が大きいので、地形の改変を先に記載してはどうか。

(3) 悪臭について、「～既存施設の臭気測定結果」とあるが、「既存施設」が何を指すのか分かりづらいので、表現を加えて分かりやすくしてはどうか。

(事務局)

御指摘を踏まえ、(1) 大気質については、「工事による地形の改変や樹木伐採に伴う～」と修正する。

(3) 悪臭については、「既存施設」を「他の同種の既存施設」と修正する。

(委員)

答申案では、水文環境について項目としては挙げられていないが、問題ないか。

(委員)

答申案1 (4) に取り込まれている内容で問題はない。

(委員)

騒音関係について、答申の項目とはなっていないが問題ないか。

(委員)

指導事項として挙げられている内容で、適切に指導いただければ問題ない。

(委員)

住民意見がいろいろ出されているが、環境影響評価項目への意見としては取り上げ難いことから、前文の中で取り入れられているが、前文の表現で問題はないか。

(委員)

問題ない。

(委員)

では、以降に修正点等に気が付いた場合は事務局へ早急に連絡してもらうこととして、意見のとおり若干の文言修正を行ったものを答申として採択することとする。

事務局に修正点の確認を、もう一度お願いする。

(事務局)

4点修正を行う。1点目、答申案P2 (5) 「～具体的に記載すること。」としているのを、「～具体的に検討し、記載すること。」とする。2点目、答申案P2の2大気質のア、「工事による樹木伐採や地形の変化に伴う～」としているのを、「工事による地形の改変や樹木伐採に伴う～」とする。3点目、3悪臭について、「悪臭が最も感じられる天候を選んで～」としているのを、「悪臭が最も感じられる気象条件を選んで～」とする。4点目、同じく3悪臭について、「予測及び評価に当たっては。既存施設の～」としているのを、「予測及び評価に当たっては、他の同種の既存施設の～」とする。

(委員)

修正した内容をもって、答申としたいと思う。

以上で議題(2)を終了とする。

(2) (仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価 方法書について

- ① 事務局から、資料4により当該方法書に係る手続状況及び資料5により関係市町長からの意見について説明が行われた後、事業者から資料6を基にこれまでの質疑・意見に対する事業者見解の説明が行われ、審議が行われた。

#### 【審議】

(委員)

資料6のNo17について、先日の現地確認で、施設を建設する場所から排水先の溜め池等の間は傾斜がかなり急に感じた。施設が建設されて雨が降った場合、表流水が増加し、現状よりもさらに溜め池へ水が流れると思われるが、影響について考慮しているか。

(事業者)

工事の詳細については、これから検討するが、敷地内に雨水調整池を設けて、放流する量を調整し、下流側に影響が生じないようにする。

(委員)

最近は大雨が多いので、豪雨にも耐えられるよう検討していただき、事業に反映させてもらいたい。

(委員)

資料6のNo23、水質の観測地点について、現地調査の結果で観測地点が追加されたのは了解した。大椎池の地点1から流下し小山堰上流の水体に入る地点、別添資料3の写真オの左側辺りに、観測地点を追加することはできないか。

観測地点へのアクセスの問題もあると思うが、地形的には大椎池から小山堰の間の地下水流入を確認できる観測点となる。硬い飯岡層の上に乗った台地なので、浸透地下水が比較的早く表面に出てくる可能性があり、大椎池から小山堰の間で地下水が流入していれば、現況を把握しておくことで、事故等で地下水に異常が生じた場合に影響を確認できる。

(事業者)

写真オの付近と小山堰の入り口の間には距離はほとんどない。また、写真オの付近は観測地点とするにはアクセスが困難で安全上に問題があるため、調査は

難しいと考えている。

(委員)

写真オを見ると、地点4側から流れ込む沢側に泥が溜まっているように見える。地図では沢の上流側に崖の記号が見えるが、雨などで浸食されているのか。

(事業者)

写真に見えるとおり、泥が溜まっている。地点1側の沢の周囲が田んぼ等の地形であるため、大椎池側から土が供給されているのではないかと考えている。

(委員)

写真を見ると地点4側から流入しているように見えるが。

(事業者)

現地で確認した際には、地点4側の沢は泥の混じる水質には見えなかった。

(委員)

泥の供給源が気になった。工事の際には、工事の影響と区別ができるようにした方がよい。

(委員)

写真オを見ると右奥の地点4側の沢が汚れているように見えるが、そうではないのか。

(事業者)

地点4側の沢よりも、地点1側の沢の方が汚れている。

(委員)

写真オで泥のように見えるものは、浮遊物なのか、土の粒子が舞いあがっているものなのか。浮遊物であれば、風向きによっては地点4側に寄って、汚れているように見えることも考えられるが。

(事業者)

土であり、地点4側の沢はあまり水量も多くないため、主に地点1側の沢から流れ込んでいるものと考えている。

(委員)

これは恒常的に見られる状況なのか、それとも、写真を撮影した日がたまたまこのような状況なのか。

(事業者)

何度か現地を調査しているが、いつもこのような状況ではなく、日によって水のある日もあれば、水がほとんどない日もある。いつも水があるわけではない。

(委員)

写真オの状況は水が張っている状態なのか、それとも枯れている状態なのか。

(事業者)

今まで水が張っていた状態から、水が抜けていき、枯れかけている状態である。

(委員)

底の土が見えている状態なのか。

(事業者)

そのとおりである。

小山堰と大椎池は農業用水として使用されている。写真を撮影したのは5月中旬だが、おそらく農作で使用されるようになったため、水量が減っていったものと思われる。

(委員)

資料6のNo34の景観の質問の部分で、「塔の高さ」とあるが、分かりやすく「煙突の高さ」に修正した方が良いと思う。

また、No20の大気質について、ボサンケ・サットン式とプルーム式に関して回答があるが、ボサンケ・サットン式は排ガスの上昇高さを計算する式であり、高さに比例して最大着地地点も変化する。

一方、プルーム式は拡散を計算する式なので、排ガス上昇高さを別途示す必要があるが、特に説明がなく、わからない。

(事業者)

本日は質問に関する詳細な資料を持っていないので明確な回答ができないが、千葉県技術指針の中で計算手法等は示されており、それに従って計算している。



(委員)

ブルーム式における上昇高さの計算について、技術指針に記載があるとの表現ではなく、具体的にどのような式で計算したのか、記載に加えていただきたい。

(委員)

資料6のNo26の水質について、回答には大椎池、小山堰については改変を行わないが工事中には濁水の影響が考えられるとあるが、No11では排水先として大椎池、小山堰を挙げているので、施設供用時にも水質への影響があることを認識していることを記載すべきではないか。

(事業者)

方法書では、施設からは生活排水は放流されるが、プラント排水は放流しない計画であり、生活排水は処理して放流するため影響は小さいと考えていることから、供用時の水質を環境影響評価項目として選定しておらず、工事中の水質だけを選定している。

(委員)

方法書としては了解しているが、質問の回答として、資料には記載したほうが丁寧と思う。

(委員)

生活排水について、どのようなものを想定しているのか。

(事業者)

現時点では詳細な検討はしていないが、一般的に職員のトイレや浴室の排水が発生すると考えている。

(委員)

場合によっては厨房のようなものも設置することはあるのか。水質を考えた場合、影響があると思われる。

(事業者)

厨房の設置は特に考えていない。

(委員)

資料6のNo15の事業計画に関して、地域の環境を象徴する場所にしてはどうかという意見に対して、地域住民と合意形成を重ねながらと進めていくとしている。

一般に、市町村の廃棄物処理施設は小学生の見学等も行われており、環境教育の展示等が施設内に設置されていることも多いようであるが、組合の構成市の既存施設でも行われているのか。また、新しい施設には、環境啓発を行う設備等は含まれているのか。

(事業者)

現在、組合構成市の3市では、環境啓発を行う施設は整っていない。

地域住民との対話の中で、先進施設の見学も行ったところ、先進施設では環境啓発施設が整っており、環境教育が行われている様子を地域住民の方々もみている。

このため、新しく作る施設については、ごみ処理だけではなく環境学習もできる施設を求める要望も出ていることから、現在の計画の中では、環境啓発に係る施設も作ることで進めている。

(委員)

少し外れた話となるが、今回の方法書では人と自然の触れ合いの項目は、周辺に対象がないとして、環境影響評価項目ではないが、施設を造る際に、ごみ処理だけでなく環境啓発等の観点から周囲の里山環境を含めた事業である場合、周囲の人と自然の触れ合いに係る環境との調整というのが必要になるのではないか。

現状では、周囲への排水等の影響だけを評価して計画しているが、そこに例えば小学生が環境学習等で周辺環境も含めた利用者となる計画であれば、その視点からの評価も必要になるのではないか。事業実施区域内だけの環境学習とする場合と、周囲の環境を含めた環境学習とする場合では、評価の方法が変わってくると思う。

(委員)

事業者の説明からは、建物内の展示施設程度の話で、周囲に公園やビオトープ等を作るところまでは考えていないように思われる。

(委員)

せっかく自然環境が周囲にあるのでその環境を利用する計画としても良いと

思う。

環境アセスメントの中では、人間に対する影響は、水や大気汚染の影響以外では余り検討されず、生活に与える影響がどうなるかについては、評価項目となりにくいいため、意見させていただいた。

答えにくい話であるので、すぐに回答する必要はない。

(事業者)

先ほど説明したとおり、地元住民からは、環境学習の場としての意見を頂いている。また、現在、地元住民で対策協議会を立ち上げていただいております。どのような施設が良いか定期的に話し合いが行われている。

地元の要望や事業の予算を勘案しながら、事業実施区域周辺の自然環境を活かした事業となるよう今後も検討していきたい。

(委員)

事業実施区域の外側に大椎池や小山堰があり、それらも併せて整備が行われれば公園にもなり得ると思うが、今回の審議の中でその部分を議論の対象にすることは難しいと思う。

(委員)

大椎池に生活排水を排水するとの説明であるが、どのくらいの影響を与えるのかは現状では分からない。例えば水質の悪化により富栄養化が生じれば下流域にも影響を与える可能性はある。その場合には水生生物の問題や、もし、下流域が公園等に供されていれば、そういったものにも影響を与えることが考えられる。

水質の問題についてはしっかりと確認していただき、その結果は水質の問題だけではなく、人と自然とのふれあいの場等についても含めての対応を検討いただきたい。

(委員)

資料6のNo11の回答で、大椎池又は小山堰を排水先とする計画であり、現時点では決まっていないとのことだが、排水先を決める判断基準はあるのか。

一般的に考えれば、より下流域に放流した方が影響としては小さくなると思う。

(事業者)

今後、施設の計画を進めるに当たって、周辺環境への影響と工事費とを評価

しながら最終的に決定していきたいと考えている。

(委員)

この件についての質疑は以上で終了する。事業者には御退席願う。

#### 【事業者退席】

(委員)

何か、意見等あれば御発言願います。

(委員)

市町長意見で、千葉県側では意見がなく、神栖市だけが意見を寄せたのは、何か理由があるのか。

(事務局)

特に情報を得ているわけではないが、神栖市の意見の内容は一般的な内容となっている。はっきりとは分からないが、アセスの意見照会があった場合の一般的事項としての意見だったのではないか。

(委員)

茨城県側の基準等が厳しくて、意見が出てきた等の理由ではないのか。

(事務局)

千葉県側から特に意見がなかったのは、関係する地域の旭市と銚子市は事業を実施する事務組合の構成市であるため、事業の内容をよくわかっており、事業の意思決定もしているため、意見がなかったと思われる。

また、東庄町についても、事務組合とは関係がないが、当該事業については説明が行われていると聞き及んでいる。

これらの背景もあり、千葉県側からは意見が出なかったと思われる。

(委員)

状況からすれば、千葉県側から意見が出なかったのは、おかしいことではないことは分かった。

他に意見等なければ、次に進むこととしたい。

- ② 事務局から、方法書に対するこれまでの質疑等の論点整理について資料7を基に説明があり、意見交換が行われた。

(事務局)

資料7は事務局で答申案審議に向け、これまでにいただいた意見等を項目ごとに整理したものとなる。

P1は答申案の前文の要素として、本事業の背景となる特性を整理し、(1)地域特性として7項目、(2)事業特性として2項目を挙げている。

(1)地域特性は、①事業実施区域の南側及び東北東側約100mの位置に農業用水の貯水池である大椎池及び小山堰があること、②事業実施区域の南側には水道水源の高田川、北側には予備水源の忍川があり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が、環境基準を超過していること、③事業実施区域周辺の地下水調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が、環境基準を超過していること、④事業実施区域周辺には、千葉県の天然記念物に指定されている猿田神社の森及び龍福寺の森があること、⑤事業実施区域周辺には、眺望点となり得る利根かもめ大橋などがあること、⑥事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である利根川などがあること、⑦事業実施区域は、約4.3ヘクタールの農地及び山林であること。

次に、(2)事業特性は、①廃棄物焼却等施設及びマテリアルリサイクル推進施設を設置する計画であること、②廃棄物焼却等施設は、シャフト式ガス化溶解炉を採用し、処理能力は213トン/日とする計画であること。

P2以降は、本日の委員会までにいただいた意見、市長意見、事務局意見を項目ごとに整理した。なお、住民等からの意見は提出されなかった。これら論点整理の中から、答申案に盛り込む事項、指導に盛り込む事項に分けることを考えている。

P2の事業計画について、①は今後、一般廃棄物処理計画の策定を行い、処理量やごみの組成の変更があった場合には、数値の見直しの検討を行い、さらに見直しが行われた場合、環境影響評価に用いる各項目の諸元を適切に設定することとした。これは事務局意見であり、安房の答申案においても記載している内容で、重要な内容と考えられることから、答申案としたいと考えている。

②から④については、委員会での意見であり、準備書において明らかにすべき事項として、②飛灰の処分方法及び処分場所、③熔融施設からのスラグ及びメタルの有効利用の方法、④触媒脱硝装置におけるダイオキシン類の分解能を挙げた。なお、④については、方法書で触媒脱硝装置を設け、最後に残るダイオキシン類を分解すると記載があったことから、委員会においてダイオキシン類の分解能のある触媒を装着するののかとの意見を受けたものである。

⑤は、排水処理フローの水収支及び生活排水の処理水質と排水経路及び放流先に関して明らかにすることとして、委員会での意見及び事務局意見として挙げた。

⑥は、生活排水処理は窒素除去型の高度処理型合併処理浄化槽とし、河川に

対する流入水の影響が軽微である具体的な説明を記載すること。⑦は、土壤汚染防止対策として、汚水貯留槽の定期点検や必要に応じて地下水の監視を行うこととした。⑥と⑦は、事務局意見として挙げている。

⑧は、収集ごみの積替保管施設の位置及び運搬経路について、委員会の中で事業実施区域から遠い構成市の運搬経路や中継施設の設置予定があるのかといった御意見から明らかにすべき事項として挙げている。

⑨は、事業実施区域における騒音、振動及び悪臭の市条例の規制基準及び規制地域を記載するとともに、事業実施区域における適用の有無を明確にすること。⑩は、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制について計画目標値を見直すなどその対応について、明らかにすべき事項に関して、事務局意見として挙げた。

次に、P3について、「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する意見として整理をしている。

(1) 全般事項について、委員会で頂いた意見及び事務局意見として、①シャフト式ガス化溶融炉の処理方式が確定していないことから、環境影響評価の実施に当たっては、影響が最大となる条件を用いることとしている。方法書では、処理方式がコークスベット式、あるいは酸素式が例示されており、処理方式が決定していないことから環境影響評価を実施する際には、影響が最大となる条件で実施することを趣旨として挙げ、重要な内容と考えられることから答申案に盛り込みたいと考えている。

(2) 大気質について、①は、省略する。②は、建設機械稼働による粉じん等の調査範囲及び調査地点の設定根拠について。③は、その予測対象時期について。④は、工事用車両及び廃棄物運搬車両による沿道大気質の予測対象時期について。⑤は、浮遊粒子状物質に係る日平均値の2%除外値及び二酸化窒素に係る日平均値の年間98%値への変換方法について。②から⑤は、それぞれ明らかにすべき事項について、事務局意見として挙げた。

⑥は、熱回収施設稼働による大気質に係る地上気象及び上層気象の調査期間・頻度の設定根拠について、明らかにすべき事項として委員会の意見及び事務局意見として挙げた。

⑦は、短期高濃度予測の大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を明らかにすることとした。これは、安房の答申案においても記載した内容であり、本事業についても、重要な内容と考えられることから事務局意見として、答申案に盛り込みたいと考えている。

⑧は、短期高濃度予測のダウンウォッシュ発生時の有効煙突高の設定方法について。⑨は、短期高濃度予測の気象条件の設定に当たっての、高濃度となる気象条件の選定方法について、明らかにすべき事項としてそれぞれ挙げている。

次に、(3) 水質について、①工事に伴う排水について、濁度等水質の状況が降雨量により異なるため、濁度計による連続モニタリングを検討することとした。これは、安房の答申案においても記載した内容である。

②は生活排水の放流先の窒素（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含む）及びり

んの現状を調査の上、供用時における排水による影響を検討し、必要に応じて、環境影響評価項目として選定するとともに、予測、評価を行うこととした。②については、方法書では、稼働に伴う排水の発生がないこと、生活排水は発生量が少なく浄化槽で処理後放流することから軽微と考え活動要素に選定しておらず、また、委員会において、放流先である大椎池や小山堰の窒素、りんの状態や浄化槽処理水が及ぼす影響について多くの意見があったことから挙げている。①と②については、重要な内容と考えられることから、答申案に盛り込みたいと考えている。

次に（４）水文環境について、地下水位調査に関して、①は、調査地域内に既存井戸がない場合における地下水位変化の把握方法について明確にすること。②は調査地域を対象事業区域の境界から500mの範囲とするなど再度検討すること。③は施設稼働後も地下水観測井として利用できるよう、地点の選定をすることとして、それぞれ事務局意見として挙げた。

④は、委員会の意見として、事業実施区域及びその周辺は、地下水の循環が速く、汚染されると短い時間で影響が現れる地質構造であることから、事業の実施に当たっては、地下水の汚染に対し配慮することとしている。④は、重要な内容と考えられることから、答申案に盛り込みたいと考えている。

⑤として、設置を計画している周辺地域における公共用水域及び地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の現況を踏まえ、施設の設置による影響の有無を確認するため、工事前においても地下水質の調査を実施するよう検討することとして、事務局意見として挙げている。

次に、（５）騒音及び超低周波音・振動について、①は建設機械稼働による騒音及び振動について。②は工事用車両による道路交通騒音及び振動について。③は廃棄物運搬車両による道路交通騒音及び振動について、予測対象時期に関して明確にするよう、事務局意見として挙げている。

④については、各項目の調査時間が異なることから、設定根拠を明確にすることとして、委員意見から挙げている。

次に、（６）植物・動物・陸水生物・生態系について、①は省略する。②は、調査対象地域については、動植物等の生息範囲を考慮し設定することとしている。方法書では、動植物等の調査範囲について、小山堰が全域で無く、上流の一端だけの範囲となっていることから委員から意見があったものであり、重要な内容であることから答申案としたいと考えている。

③は、昆虫類の調査時期について、夜間を含む冬季の調査を行うこととした。安房の答申案においても記載した内容であり、本事業についても、重要な内容であることから答申案としたいと考えている。

次に、（７）景観について、①利根川対岸の神栖市域について、景観の調査を検討すること。②事業実施区域の北側及び西側直近における建物の外観と色彩、敷地周囲の塀や緑化の仕様が読み取れるフォトモンタージュを作成することとした。これら２つの意見については、重要な内容と考えられることから、答申案に盛り込みたいと考えている。

次に、（８）温室効果ガス等について、①は、省略させていただく。②は、当該事業における温室効果ガス等の排出削減への取組及び削減量について、でき

る限り具体的に記載することとしている。それぞれ、委員からの意見があったものである。

(9) その他については、省略させていただく。

以上、これまでに頂いた意見等を事務局で整理させていただいた。

整理した内容や表現が正しいか、意見に漏れがないか、また、事務局として答申案に盛り込みたい事項を説明させていただいたが、それら以外の項目で答申案に盛り込むべき事項があるかなど、御意見をいただきたい。

(委員)

新たに加えられた論点はあまりないが、表現等について意見あれば発言を御願います。

(委員)

水源涵養域という文言が非常に重要だと考えている。このような施設を、水源涵養域に作らざるを得ない状況が出てきているが、昨年施行された水循環基本法では、地下水を含む水が公共の水として位置付けられており、保全しなければならず、基本は入口でコントロールすることだと思う。

前文で「水源涵養域」の文言を使って、そういった地域に作らなければならないことを意識してもらえるような表現を、一言でいいので入れてもらいたい。

水源涵養域を保全していくという、今後の環境行政の長期的な姿勢を明確に示すことも必要ではないかと思う。

(委員)

千葉県では、事業計画地の付近も水源涵養域に当たるのか。

(委員)

現地は台地の上の土地であり、まさに地下水を涵養する場所となる。

(委員)

資料7のP2事業計画の⑥に、「窒素除去型の高度処理型合併処理浄化槽とし～」とある。現地は元々窒素濃度が高いので、窒素についてもできるだけ抑える必要があるため、このような意見となっていると思うが、前回と今回の審議の中でも触れたが、現地はりん制限となっているために富栄養化していない可能性がある。

このため、浄化槽等でのりん除去が重要な可能性がある。

現地がりん制限になっているかどうかは調査しておらず、現時点では確認できていないので、この表現でも良いかもしれないが、気を付ける必要がある。



(委員)

高度処理型合併処理浄化槽はりん除去型なのか。県水質保全課でも印旛沼関係では、りん除去型を推奨しているので、りん除去型とした方が良いのではないかな。

(委員)

方法書のP2-22の目標水質からすると、りん除去もしようとしているのではないかと思う。

(委員)

事務局において、次回の論点整理を基に答申案を作成、指導事項に振り分けるに当たり、前文の表現等について、ただいまの委員の意見を反映して作業をお願いします。

また、本日欠席の委員にも、意見がないか確認をお願いします。

議事3については、以上で終了とする。傍聴者は退出願います。

**【傍聴者退出】**